

令和 8 年度 板橋区立保育園保育充実職員 (会計年度任用職員) 採用登録案内

1. 申込要件

- (1) 保育充実職員としての労働に耐えうる体力を有する健康な方
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ① 保育士の資格を有する
 - ② 保育事業に関し豊富な知識及び経験を有する
 - ③ 看護師の資格を有する
 - ④ 調理業務に関し豊富な知識および経験を有する
 - ⑤ 用務業務に関し豊富な知識および経験を有する

※地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

<地方公務員法第 16 条>

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 職務内容

保育補助、看護補助、調理補助、用務補助

3. 任用期間

採用日（毎月 1 日または 16 日）から最長で令和 9 年 3 月 31 日まで

- (1) いずれも条件付採用有（原則 1 か月）
- (2) 勤務する園によって、任用期間が異なります。
- (3) 勤務状況等が良好な場合に再度任用（更新）をすることがあります。

4. 選考方法

書類、面接による

5. 勤務条件

(1) 報酬額

職務	資格	時給
保育補助	保育士の資格を有する者	1,737円
	保育事業に関し豊富な知識及び経験を有する者	1,569円
看護補助	看護師の資格を有する者	1,969円
調理補助	調理事業に関し豊富な知識及び経験を有する者	1,518円
用務補助	用務事業に関し豊富な知識及び経験を有する者	1,518円

※採用までに給与改定が行われた場合、時給等が変更することがあります。

※通勤手当を算定により1ヶ月上限55,000円まで支給します。

※6か月以上勤務する場合、賞与（期末・勤勉）の支給があります。

(2) 勤務日数

月12日から20日勤務

(3) 勤務時間（休憩時間を除く）

①保育補助（無資格）、看護補助、調理補助、用務補助

8:30～17:15のうち5時間または6時間45分

②保育補助（保育士）

8:00～18:00のうち5時間または6時間45分

(4) 休憩時間

6時間45分勤務の場合は別に1時間休憩

5時間勤務の場合は希望により、別に45分取得できます。

(5) 週休日

日曜日

※その他の週休日は、勤務表（シフト表）によって、月ごとに定める。

(6) 休日

祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日、その他規則で定める日

(7) 時間外労働

無し

(8) 社会保険

6時間45分勤務の場合は月13日以上、5時間勤務の場合は月18日以上で雇用保険、厚生年金、健康保険の加入対象となります。

(9) 休暇

年次有給休暇（最大10日、勤務日数により異なります）

その他病気休暇、夏季休暇、慶弔休暇等があります。

6. 申込方法

「板橋区立保育園保育充実職員採用登録申込書」に必要事項を記入の上、お申込みください。

※保育士資格をお持ちの方は資格者証、看護師資格をお持ちの方は免許証の写しを添付してください。

提出方法

郵送	上記の必要書類を封筒に入れ、封筒の表に「 <u>保育充実職員採用登録</u> 」と朱書きし、 <u>簡易書留</u> で送付してください。 (普通郵便による事故については責任を負いません)
持参	土日、祝日を除く平日の午前9時～午後5時

7. 申し込み後の流れ

希望する地域で欠員が生じた場合に連絡いたします。その後、面接選考を実施し、合否を決定します。(採用される場合、連絡後から1か月程度かかります。)

提出された履歴書の有効期間は令和9年3月31日までです。期間経過後は保育運営課で廃棄いたします。

8. その他

(1) 採用内定者は、以下の書類と住民票等を提出していただきます。(費用は一部自己負担になります。)

①胸部X線の検査結果(採用予定日から直近1年以内)

②腸内細菌検査《検便》結果(内定後に別途ご案内します)

(2) すでに板橋区で会計年度任用職員として勤務されている場合、兼職することはできません。

(3) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に基づき「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消の有無を確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した方は、採用しない場合があります。

9. 申込先、問い合わせ

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区子ども家庭部 保育運営課 保育管理係

(区役所南館3階㊟番窓口) (電話) 03-3579-2480